



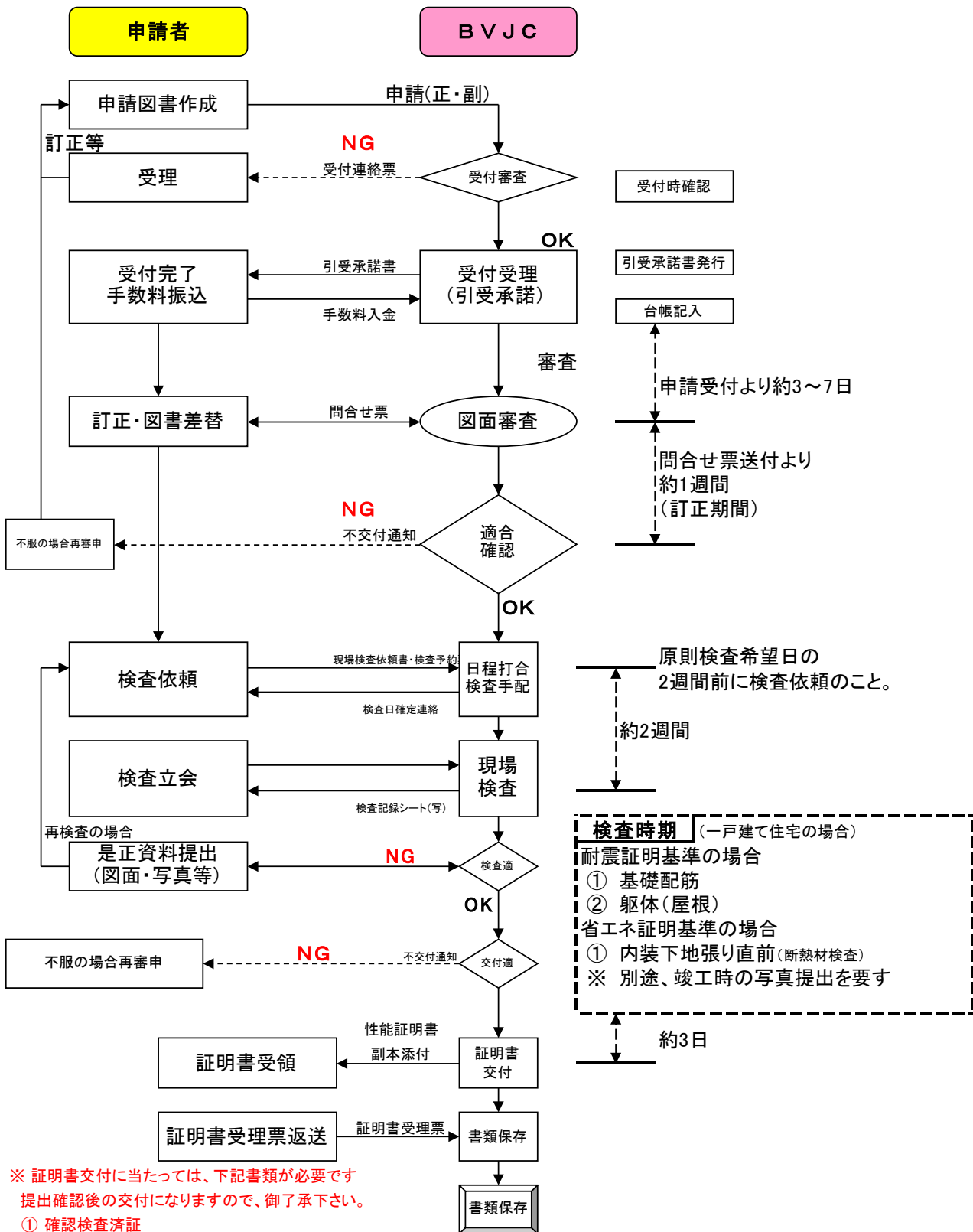
BUREAU
VERITAS

贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明_申請要領

2014年 7月 10日 制定

ビューローベリタス ジャパン株式会社

住宅性能証明書発行申請の流れ



※ 証明書交付に当たっては、下記書類が必要です
提出確認後の交付になりますので、御了承下さい。

- ① 確認検査済証
- ② 当該家屋に係る所在地・家屋番号の判るもの
(建物の謄本の写し 等)

2) 申請に必要な書類一覧

①設計住宅性能評価を御希望の方は、下記書類を当社性能評価部に御提出下さい。

- a.住宅性能証明書審査申請書（別票）
- b.住宅性能証明書審査申請書
- c. 委任状（必要時）
- d.申請添付図書（各種図面・計算書等）

★意匠関連

- ・付近見取図（案内図）
- ・立面図（2面以上）
- ・各階平面図
- ・断面図 or 矩計図

★構造関連

- ・構造特記仕様書
- ・各種部材断面表
- ・地盤調査書（必要時）
- ・基礎伏図・杭伏図・各階伏図
- ・構造計算書

★省エネルギー関連

- ・断熱平面図
- ・開口部断熱性能の判る図書
- ・夏季日射侵入率計算書等（必要時）
- ・年間暖冷房負荷計算書（必要時）
- ・矩計図
- ・建具表
- ・熱損失係数等検討書〔Q値計算書〕（必要時）

- e. F35S 適合証明書若しくは設計検査通知書(写)、設計検査申請書(写)及び設計検査時添付図面一式(必要時)

3) 提出部数・提出形式

- ・住宅性能証明書審査申請書（委任状含む） 正・副 2部
- ・申請添付図書（図面及び各種計算書関係） 正・副 2部
- ・認定・認証・指定書等の写し（型式認定・製造者認証・特別評価方法認定等ある場合） 正・副 2部
- ・住宅性能証明書審査申請書（別票） 正 1部

※ 提出形式はA4 確認申請折り、図面はA3 縮小可。パイプ・紙ファイル等に製本の上、御提出願います。

4) 現場検査

住宅性能証明書交付に当たっては、現場検査が必須になります。

下記工程工事完了後の申請は、原則受付出来ませんので、ご注意ください。

- ・耐震証明基準利用 の場合： 基礎配筋検査 及び 躯体工事の完了時検査 の計2回
- ・省エネ証明基準利用の場合： 下地張り直前の工事検査（断熱材施工時検査）の計1回

(注) 当該工程工事完了後であっても、申請受付可能となる例

- ・申請時に弊社交付の F35S 適合証が添付されている場合。（省エネ証明基準利用時）

当該時期になりましたら、弊社宛に[現場検査依頼書]及び[検査予約表]をご提出下さい。（書式はHPよりDL可）

5) 検査後に提出必要となる書類、交付時期

住宅性能証明書交付に当たっては、下記書類2点及び検査時指摘事項の是正書類の提出が必要となります。また交付日は、提出完了日の3営業日以内を目処とさせていただきます。よろしく御了承下さい。

- ① 建築基準法第7条（もしくは第7条の2）第5項に規定する検査済証（写）
- ② 当該家屋に係る所在地・家屋番号の判るもの（建物謄本の写し 等）

6) 提出図書の返却

住宅性能証明書交付時に、申請書副本（添付図書含む）を返却致します。

★★★ 現場検査について ★★★

①通常申請における現場検査

検査時期及び検査内容は、概ね以下の通りです。

【耐震証明基準利用の場合】

- a. 基礎配筋検査
 - ・基礎鉄筋：主筋の径・位置、補強筋の径・位置、かぶり厚さ、定着長さ、開口周辺等の補強 等
 - ・アンカーボルト設置状況：位置、埋め込み長さ、品質
 - ・基礎：配置、根入れ深さ、立ち上がり部高さ・厚さ、底盤寸法
- b. 躯体（屋根）検査
 - ・耐力壁・準耐力壁：筋かい・面材耐力壁の位置・長さ、種類、止め付け状態
 - ・床組等：火打ちの位置・種類・止め付け状態、取り合い梁の状況、根太寸法・間隔・取付工法等
 - ・屋根面：屋根勾配、面材種類・厚さ、垂木寸法・種類 等
 - ・接合部：ホールダウン金物等を含む接合部の品質・種類・設置状況
 - ・横架材：床・小屋の大梁小梁、胴差、根太、垂木などの断面・間隔 等

【省エネ証明基準利用の場合】

- a. 下地張りの直前検査
 - ・躯体断熱性能：壁/床/天井等における 断熱材種類・厚み・断熱構造
 - ・繊維系断熱材：室内側防湿シート施工の有無
 - ・浴室床：土間外周部断熱仕様、もしくはUB床部分断熱
 - ・開口部：断熱仕様

※ 仕様によっては、竣工後「開口部附属部材（カーテンレール等）設置状況の判る資料（写真等）」の提出が必要となる場合があります。

②F35S 適合証添付の場合における、現場検査（F35S 設計検査通知書添付のみの場合は、上記①参照）

F35S 適合証（弊社交付のものに限る）添付時における検査時期及び検査内容は、以下の通りです。

- a. 現場検査（原則、申請受付～1週間以内に検査実施）
 - ・F35S 現場検査～住宅性能証明申請時間に当該建物に変更が加えられていないかどうかの間取確認を、主に実施します。建築基準法上の竣工検査を弊社が実施していた場合であっても、竣工検査後に【住宅性能証明申請】をご依頼の場合は、別途【住宅性能証明申請】の為の現場検査が必要となります。ご注意ください。